

住民自協「信里地域委員会会則」

(設置・名称)

第1条 本会は、篠ノ井地区住民自治協議会会則第11条の規定に基づき設置するものであり、篠ノ井地区住民自治協議会信里地域委員会（以下「住民自協信里委員会」という。）と称する。

2 事務局は、長野市信里合同庁舎2階に置く。

(目的)

第2条 本会は、篠ノ井地区住民自治協議会が目標とする地域づくりに寄与すると共に、住み良い地域社会の構築を目指し、信里地域独自の課題解決と併せ、自主的・主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事項を行う。

- 1) 住民課題・地域独自事業の企画立案・実施に関すること。
- 2) 篠ノ井地区住民自協の各部会が実施する事業への連携・協力に関すること。
- 3) 地域内の意見や提案を集約し、篠ノ井地区住民自協への提起に関すること。
- 4) その他、本会の目的達成に必要なこと。

2 多様な世代間交流の場として、更には都市と農村との交流事業の体験拠点として、長野市篠ノ井山布施8530-1番地（JA グリーン長野旧村山出張所）に信里地域交流センターを置く。

(組織)

第4条 本会の会員は、信里地域に居住する住民、及び信里地域内で活動する諸団体等とする。

2 本会に、企画調整会議、及び課題別の部会を置く。

3 本会の組織系統は、別添 住民自協「信里地域委員会組織図」を原則とする。

(構成)

第5条 委員会

1) 本会の委員は、信里地域の各区から選出された男女各1名の代表者、および各部会の集落部会員、本会の企画調整会議で認めた信里地域内で活動する諸団体等の団体長（以下「諸団体等の団体長」という。）、並びに総会で委員長として承認された者をもって構成する。

2) 本会に顧問を置くことができる。

3) 本会の役員は、委員長1名、副委員長若干名（内1名女性）、会計1名、及び監事2名とする。

4) 監事は、委員会の出納経理の状況を監査し、その結果を委員会に報告する。

5) 顧問は、委員会に諮り委員長が推挙する。

6) 顧問は、必要に応じ会議に出席して意見等を述べるができる。

2 企画調整会議

1) 本会議は、前項3号の3役、前項1号の各区から選出された男女各1名の代表者、及び各部会長で構成する。

2) 本会議の役員は、議長1名、副議長2名（男女各1名）、庶務1名とする。

3 部会

- 1) 部会は、信里地域の各区から選出された部会員、第5条第1項1号に規定する諸団体等の団体長の内、当該活動所属部会に属する団体長で組織する。
- 2) 広報・広聴部会員は、地域委員会から推薦された者および委員会役員をもって組織するものとする。
- 3) 部会の役員は、部会長1名・副部会長1名、会計1名とする。

(委員会役員任期等)

第6条 役員任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 委員会は、委員長が招集し会議の議長にあたる。
- 6 委員会は、委員の半数以上の出席により成立し、議決は出席委員の過半数以上で決する。
- 7 企画調整会議(前条第2項)・部会(前条第3項)について、本条を適用する。
この場合、「委員長を議長に、又は部会長」等に読替えるものとする。
- 8 委員は、委員の過半数の同意があれば総会で役員解任を発議することができる。総会で出席委員の過半数の同意があるときは、役員解任が決議され、役員は解任される。

(委員長)

第7条 委員長は、第4条第1項に規定する信里全住民から募り、第5条第1項1号に規定する各区から選出された代表者の全員協議により推選し、総会で承認された者をもって充てる。

- 2 委員長は、総会に対して各部会の部会長及び部会役員解任を発議することができる。総会で出席委員の過半数の同意があるときは、各部会の部会長及び部会役員解任が決議され、各部会の部会長及び部会役員は解任される。

(会議)

第8条 地域委員会の会議は、本会の最高議決機関であって年1回の定例総会と、委員長が必要と認めた場合、または委員の過半数以上の請求があった場合に開催する臨時総会とし、次の事項を審議決定する。

- 1) 事業計画(報告)、予算・決算の承認に関する事。
 - 2) 会則の制定、改廃に関する事。
 - 3) 地域内における業務の執行・調整に関する事。
 - 4) 委員長の承認決定に関する事。
 - 5) 役員は、委員の中から互選により選出する。但し委員長は除く。
 - 6) その他、本会に係る基本的事項、及び重要事項の決定に関する事。
- 2 企画調整会議は常設の議決機関であって、議員による会議は、総会と役員会とし、議長が必要と認めた場合に開催するものとし、次の事項を審議決定する。
- 但し、役員会は、本会議の役員と委員会の3役で組織し、審議事項は、以下3号を除く事項の事前協議、及び緊急事項の審議に当るものとする。
- 1) 事業計画(報告)、予算・決算の策定に関する事。
 - 2) 総会提出議案の策定、及び総会決定事項の執行に関する事。
 - 3) 役員は、総会において議員の互選により選出する。

- 4) 部会の設置・変更、及び第5条第1項1号に規定する諸団体等の活動所属部会の構成に関する事。
 - 5) 地域内の集落・住民グループ等からの提起課題の調整・執行方針の検討、及び広域的課題の企画立案に関する事。
 - 6) 地域公民館活動の定着により、市立公民館からの支援体制確保に関する事。
 - 7) 農協・商工会との相互要請にもとづく支援・協力に関する事。
 - 8) その他、他に属さない本会の運営にかかわる事項に関する事。
- 3 部会は、本会の事業実践機関であつて、第3条に規定する活動を効果的、且つ能力的に推進するため、現時は次の6部会を持って事業を執行する。
- 1) 部会
 - 総務部会 ○教育・公民館部会 ○地域・振興部会
 - 保健・福祉部会 ○環境・安全部会 ○広報・広聴部会
 - 2) 役員は、当該部会に於いて部会員の中から互選により選出する。
 - 3) 広報・広聴部会の役員は、企画調整会議で指名するものとする。
 - 4) 広報・広聴部会は、本会の決定事項・活動状況等の周知と共に、地域の動向等の広報も出来るものとする。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費・交付金・助成金・寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補足)

第11条 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要と認めた事項について、企画調整会議に諮り委員長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この会則は、平成20年3月30日から施行する。
- 2 平成20年8月24日一部改正 第5条第1項1号、第2項1号・2号
- 3 平成21年5月17日一部改正 第5条第1項3号、第2項1号
第8条第2項
- 4 平成22年4月25日一部改正 第5条第3項1号、第8条第3項1号
- 5 平成23年3月26日一部改正 第3条第1項2号
第5条第1項1号、第2項1号、第3項3号
第8条第1項3号、第2項、第3項2号
- 6 平成24年3月25日一部改正 第3条第2項追加、第5条第1項3号
第8条第3項1号
- 7 平成27年3月22日一部改正 第1条第2項、第5条第3項2号
第6条第8項追加、第7条第2項追加
第8条第3項1号
- 8 平成28年4月10日一部改正 第5条1項3号、第5条2項1号
第7条2項